

平成 28 年 3 月	池田町3月定例会議録				第 1 日
招集年月日	平成 28 年 3 月 4 日				池田町告示第 7 号
招集の場所	池田町議会議場				
開会日時	平成 28 年 3 月 10 日 午後1時35分				
散会 閉会	平成 28 年 3 月 10 日 午後2時55分				
出席 7名	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名 出欠の別
欠席 名	1	宇野 邦弘	出	5	飯田 拓見 出
遅刻 名	2	佐野 和彦	出	6	
早退 名	3	飯田 茂治	出	7	岩崎 昭一 出
	4	和田 義則	出	8	森田 稔 出
会議録署名議員	3番	飯田 茂治	4番	和田 義則	
事務局職員	議会事務局長	下村 武義	議会書記	梅田 昌美	
説明のため	町長	杉本 博文	保健福祉課長	江端 正一	
議場に出席	総括監理官	溝口 淳	産業振興課長	山崎 政弥	
した者の 職・氏名	教育長	内藤 徳博	教育委員会 課長	山口 正幸	
	総務政策課長	清水 真盛			
議事日程	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

平成 28 年 3 月定例会日程表（第 1 号）

平成 28 年 3 月 10 日（木）
午後 1 時 30 分 開会

開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 3 号 平成 28 年度 池田町一般会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成 28 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成 28 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成 28 年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成 28 年度 池田町下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 平成 28 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 10 議案第 9 号 平成 28 年度 池田町介護保険特別会計予算

日程第 11 議案第 10 号 平成 28 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 12 議案第 11 号 平成 27 年度 池田町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 13 議案第 12 号 平成 27 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 13 号 平成 27 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 議案第 14 号 平成 27 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 16 議案第 15 号 平成 27 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 議案第 16 号 平成 27 年度 池田町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 17 号 平成 27 年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 19 議案第 18 号 池田町行政不服審査会条例の制定について

日程第 20 議案第 19 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 21 議案第 20 号 池田町福祉基金条例の制定について

日程第 22 議案第 21 号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 23 議案第 22 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 24 議案第 23 号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

日程第 25 議案第 24 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 26 議案第 25 号 池田町公の施設の設置及び管理条例の一部改正について

日程第 27 議案第 26 号 池田町立公民館の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

日程第 28 議案第 27 号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第 29 議案第 28 号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 30 議案第 29 号 池田町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 31 議案第 30 号 池田町農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正について

日程第 32 議案第 31 号 池田町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について

日程第 33 議案第 32 号 池田町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収に関する条例の一部改正について

日程第 34 議案第 33 号 池田町役場の支所設置条例の廃止について

日程第 35 議案第 34 号 池田町ふるさと基金条例の廃止について

日程第 36 議案第 35 号 池田町地域振興基金条例の廃止について

日程第 37 議案第 36 号 地域づくり推進基金条例の廃止について

日程第 38 議案第 37 号 池田町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

日程第 39 議案第 38 号 福井県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 40 議案第 39 号 公の施設（池田町わんぱく冒険の森、池田町食材供給施設「モクモクハウス味な館」）の指定管理者の指定について

日程第 41 議案第 40 号 公の施設（池田町農村合宿交流施設、池田木の里工房）の指定管理者の指定について

日程第 42 議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第 43 議案第 42 号 池田町過疎地域自立促進計画について

日程第 44 議案第 43 号 辺地に係る総合整備計画について

施政方針演説並びに提案理由の説明

日程第 45 一般質問

閉 議

平成28年3月定例会 本会議録（1日目）

平成28年3月10日（火曜日）

開会時間 午後1時35分

散会時間 午後2時55分

事務局

ご起立下さい。礼。ご着席ください。

議長

本日、平成28年3月池田町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご参集くださいましたことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成28年3月定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番飯田茂治見君、4番和田義則君の両名を指名します。

日程第2

会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から18日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日から18日までの9日間に決定しました。

議長

お諮りします。会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました定例会、会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審査のため11日から17日までは、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長

異議なしと認めます。よって10日と18日は本会議、11日から17日までは、委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

議長

日程第3

諸般の報告をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。専決第2号、仮称、わんぱく冒険の森整備事業センターハウス新築工事請負契約の変更。

報告第2号、専決処分の報告について。専決第3号、仮称、わんぱく冒険の森整備事業フライングアドベンチャーマウンテン工事請負契約の変更。

報告第3号、専決処分の報告について。専決第3号、仮称、わんぱく冒険の森整備事業フライングアドベンチャーマウンテンハウス新築他工事請負契約の変更。以上3件の報告が参っております。

議長

本日の議事日程はお手元に配布しております日程表のとおりであります。本会議にすでに配布のとおり議案第3号ほか40件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めていきます。以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第4

議案第 3号 平成28年度池田町一般会計予算

日程第5

議案第 4号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計予算

日程第6

議案第 5号 平成28年度池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第7

議案第 6号 平成28年度池田町簡易水道特別会計予算

日程第8

議案第 7号 平成28年度池田町下水道事業特別会計予算

日程第9

議案第 8号 平成28年度池田町農業集落排水事業特別会計予算

日程第10

議案第 9号 平成28年度池田町介護保険特別会計予算

日程第11

議案第10号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12

議案第11号 平成27年度池田町一般会計補正予算第5号

日程第13

議案第12号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算第3号

日程第14

議案第13号 平成27年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算
第3号

日程第15

議案第14号 平成27年度池田町簡易水道特別会計補正予算第4号

日程第16

議案第15号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算第4号

日程第17

議案第16号 平成27年度池田町集落排水事業特別会計補正予算第2号

日程第18

議案第17号 平成27年度池田町介護保険特別会計補正予算第4号

日程第19

議案第18号 池田町行政不服審査会条例の制定について

日程第20

議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

日程第21

議案第20号 池田町福祉基金条例の制定について

日程第22

議案第21号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第23

議案第22号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第24

議案第23号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改
正について

日程第25

議案第24号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第26

議案第25号 池田町公の施設の設置及び管理条例の一部改正について

日程第27

議案第26号 池田町立公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正について

日程第28

議案第27号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第29

議案第28号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第30

議案第29号 池田町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第31

議案第30号 池田町農業集落排水施設の設置及び管理条例の一部改正について

日程第32

議案第31号 池田町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について

日程第33

議案第32号 池田町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収に関する条例の一部改正について

日程第34

議案第33号 池田町役場の支所設置条例の廃止について

日程第35

議案第34号 池田町ふるさと基金条例の廃止について

日程第36

議案第35号 池田町地域振興基金条例の廃止について

日程第37

議案第36号 地域づくり推進基金条例の廃止について

日程第38

議案第37号 池田町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

日程第39

議案第38号 福井県市町総合事務組合の規約の変更について

日程第40

議案第39号 公の施設、池田町わんぱく冒険の森、池田町食材供給施設モクモクハウス味な館の指定管理者の指定について

日程第41

議案第40号 公の施設、池田町農村合宿交流施設、池田木の里工房の指定管理者の指定について

日程第42

議案第41号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第43

議案第42号 池田町過疎地域自立促進計画について

日程第44

議案第43号 辺地に係る総合整備計画について

以上、41議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

議長

町長より施政方針並びに議案の提案理由の説明を求めます。

町長

議長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

本日、平成28年池田町議会3月定例会が、議員全員のご出席のもとここに開会され、平成28年度予算をはじめ41の議案のご審議を頂くに当たり、町政諸事の一端をご報告いたしますと共に施政の方針並びに本日ご提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

はじめに、いよいよ春の息吹を感じる頃となりましたが、議員各位には年度末を迎える多用の中にもかかわらず全員のご出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素のご指導ご支援に深く敬意を表し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、町政諸事の一端についてご報告いたします。

最初に、足羽川ダム事業の現況についてご報告いたします。用地等の補償関係につきましては、9割強の契約が完了したとの事であり、また、福井市内の集団移転地においても6戸のうち5戸の方との契約が済んだとの事であります。

また、池田町に対する公共施設等の補償についても今年度中3月末までに提示したいとの事であります。

28年度に予定される工事につきましては、繰り越し工事で4工事と新年度第1四半期までに9工事を契約したいとの事であります。いずれも付け替え道路、工事用道路等の関連工事との事であります。

また、水海川導水トンネル工事仮称につきましては、28年度中に発注するとの事であります。

次に冠山トンネル工事の進捗状況につきましては、3月7日現在、1654メートルまで掘削が進んだとの事であります。

国道476号持越バイパス工事は、28年度トンネル掘削工事が着手されると共に27年度の橋梁右岸橋台に続き左岸橋台工事を発注するとの事であります。

次に、今年度末3月末を提出期限とされた国への地方創生戦略プランにつきましては、目下、最終のまとめ段階に入っております。今後、町民の代表や産業団体方々、金融機関等との意見聴取や修正を加えたのち議会に報告し公表してまいりたいと考えております。

次に、新年度、28年度、町政に臨む方針について申し上げます。町政のテーマを「連携力の発揮と池田力の再興」として取り組んでまいりたいと考えております。

この4月末には、日本一を誇るツリーピクニックアドベンチャーイケダが志津原わんぱく冒険の森にオープンの運びとなりました。池田の森と木を雄大に遊び、学ぶ、全国でも有数の施設として営業を開始する事をはじめ、農村での合宿事業など町内でこれまでにさまざま取り組まれてきた、物づくり、事づくりは、地方創生が叫ばれる時こそ、いよいよその真価が問われる正念場を迎えていると言えます。

また、池田町では、これまで外側の力に頼った地域振興策ではなく、内発的な地域づくりとして実直に取り組んでまいりました。

これらのこととは、既に第1の段階を超え、成果と評価を得るに至っておりますが、全国的に見れば、未だ未熟、中途半端な評価に留まっているのが現状であります。

もう1本成果を得るには、池田資源を更に見直し、高め、活かすこと、また、ひと・もの・こと、そして金をつなぎ合わせることで利益も分け合いと言う循

環の仕組みづくりの成否こそが、今の池田町の正念場であるとして、新年度臨んでまいりたいと考えております。

新年度における重点施策と致しましては、認知症撃退と合わせ子供たちの便秘改良にも挑むため、脳と腸を鍛えるプロジェクトとして「脳べるの改革プロジェクト」の実施、また、病中病後保育「安心ホット保育室仮称」の開設、長屋式加工施設、仮称、食工房ラボの建設、また、冠山トンネルの開通と板垣坂新トンネル開通及び北陸新幹線、仮称、南越駅の開業、更には中部縦貫自動車道の開通など高度のインフラ整備の実を得るため、志津原リゾートエリアの再開発計画策定に着手し、出来れば計画的な整備事業にあたってまいりたいと考えております。

また、池田町の観光事業をはじめとし、町が実施しているさまざまな情報発信が、今一つ下手クソだとの指摘などがあることから、新年度の早い時期に情報政策の中核部署となるべき体制を整えてまいりたいと考えております。

また、移住・定住・Iターン・Uターン、更には空き家、空き地などの情報の一元化と相談窓口の一本化を図るべく、その体制と業務内容など29年度に向けて確立してまいりたいと考えております。

以上、町政諸事の報告と新年度施政の方針といたします。

それでは本日、ご提案いたしました各議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号から第3号における専決処分につきましては、わんぱく冒険の森整備工事において追加工事など請負金額の変更を専決処分いたしましたものご報告をいたすものであります。

次に、議案第3号平成28年度池田町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額を29億8千2百10万円と定め、ご提案いたすものでございます。27年度当初予算と比べ1億5千4百70万円の減額となり、率にしては4.9パーセントの減となっております。これらの主な財源と致しましては、1款町税で2億3千3百40万4千円、7款地方交付税で15億2千5百万円を、11款国庫支出金で1億6千6百28万9千円、12款県支出金で2億7千1百17万7千円、15款繰入金で1億5千4百39万4千円、18款町債で3億3千5百40万円などをもって措置いたしたところでございます。

主要な事業といたしましては、脳と腸を鍛える「脳べるの改革プロジェクト」「病中病後保育事業の実施」「国体準備への対応」「小学校横の杉の子パークの改修」また、昨年まとめたバックアップファミリー事業を始めとした、「子育て支援事業」「教育支援事業」「住宅支援事業」などの生活応援事業の継続実施、観光振興のための「ソフト・ハード事業」の推進、地域産品を活かした「物づくりの

支援事業」、農業の生産の「複合化・経営の多角化支援」更には、「公共施設等の総合管理計画」の策定、「情報公開条例制定」への対応など積極的、且つ、丁寧に事に当って、まいりたいと考えております。

次に議案第4号から議案第10号までの特別会計7会計につきましては、総額を13億8千3百60万円と定め、ご提案いたしました。各会計の健全性を保ちながら目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に議案第11号平成27年度池田町一般会計補正予算第5号につきましては、この度、5百85万9千円を増額し、総額を35億9千8百40万8千円といたすものでございます。その主な内容は、職員給与等の見直し、事業完了による予算の減額によるものでありますが、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費におきましては、マイナンバー制度運営管理のセキュリティ対策強化として、1千7百19万6千円を、3款民生費、1項社会福祉費、12目臨時福祉給付金給付事業費におきましては、総額で1千7百78万円を計上いたしました。なお、本給付金は28年6月からの給付を予定いたしております。次に13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費におきましては、本年度の財政状況を精査した結果、1億4千万円を新たに基金に積み立てようとするものでございます。これらの主な財源といたしましては、4款地方消費税交付金で5百21万8千円、7款地方交付税で4千3百12万5千円、18款町債で、1千9百70万円をもって調整いたしたものでございます。

また、繰越明許費につきましては、第2表のとおり2億1千4百68万4千円を計上いたしました。地方債につきましても事業実績及び追加申請への同意があった事に伴い第3表のとおり補正を行いことと致しております。

次に議案第12号平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましては、3千2百34万1千円を追加し、総額を4億2千8百94万5千円といたしました。その主な内容は、医療費等の増額をお願いするのであります。

次に議案第13号平成27年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算第3号につきましては、80万3千円を追加し、総額を1億9千94万2千円といたしました。

次に議案第14号平成27年度池田町簡易水道特別会計補正予算第4号につきましては、1百83万5千円を減額し、総額を7千6百66万2千円といたしました。

次に議案第15号平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、1千1百88万2千円を減額し、総額を2億1千9百81万1千円といたしました。下水道事業に係る繰越明許費につきましては、6千3百55万円を計上いたしました。

次に議案第16号池田町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号につきましては、15万7千円を減額し、総額を6千4百46万7千円といたしました。

次に議案第17号平成27年度池田町介護保険特別会計補正予算第4号につきましては、この度、98万6千円を減額し、総額を3億9千3百84万7千円といたしました。

次に議案第18号池田町行政不服審査会の条例の制定につきましては、国の行政不服審査法の全部改正によりまして審査結果の内容などをチェックする第3者機関として審査会を設置し、採決の公平性を図ろうとするものであります。

次に議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正によりまして、不服申立制度の見直しが行われたため、池田町個人情報保護条例のほか、4条例を一括して一部改正するものであります。

次に議案20号池田町福祉基金条例の制定につきましては、この度、池田町特別養護老人ホーム幸寿苑基金条例を廃止し、福祉全般に活用できる基金とするため条例を制定するものであります。

次に議案第21号池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、平成28年4月から運営を開始するツリーピクニックアドベンチャーイケダの運営、管理及び利用料金等について制定するものであります。

次に議案第22号池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本年4月から運営を開始いたします旧第3小学校を活用した農村で合宿キャンプセンターについての運営、管理及び利用料金等について制定するものであります。

次に議案第23号池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告を受け、特別職の期末手当を0.05ヶ月分引き揚げ3.15ヶ月分といたすものであります。

次に議案第24号池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員に対する人事院勧告に準じて初級職員給与の引き上げを主として全体の給与水準を引き上げる措置、及び期末勤勉手当を0.1ヶ月分引き上げ4.2ヶ月といたすものであります。

次に議案第25号池田町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、この度、旧第3小学校の体育館を角間郷体育館として、公の施設として条例に追加するものであります。

次に議案第26号池田町立公民館の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正につきましては、本年4月に下池田支所を閉鎖する事に伴い池田町立公民館下池田分館を廃止するものであります。

次に議案第27号池田町介護保険条例の一部改正につきましては、平成27年度税制改正において地方税の猶予制度が見直されたため、保険料の減免申請の期限を延長するものであります。

次に議案第28号池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、及び議案第29号池田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、町内で要介護者、要支援者へのサービスを提供している事業者に対して、地域との連携、運営の透明性を確保するため運営推進会議の設置を義務付けるものであります。

次に議案第30号池田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び、議案第31号池田町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について、議案第32号池田町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収に関する条例の一部改正につきましては、角間地区農業集落排水処理施設を廃止し、池田処理区へ統合したことにより区域の地名の変更をお願いするものであります。

次に議案第33号池田町役場の支所設置条例の廃止につきましては、足羽川ダム建設事業の進捗に伴い地域住民の多くが移転された現状により4月1日をもって下池田支所の廃止をお願いいたしますものであります。

次に議案第34号池田町ふるさと基金条例の廃止について、議案第35号池田町地域振興基金条例の廃止について、議案第36号地域づくり推進基金条例の廃止について、議案第37号池田町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についての4議案につきましては、現在、未活用の基金について、このたび廃止させていいただくものであります。

次に議案第38号福井県市町事務組合規約の変更につきましては、4月1日付けて武生・三国モーターボート競争施設組合が越前三国競艇企業団と名称を変更する事により、組合規約の変更をお願いするものであります。

次に議案第39号、並びに議案第40号公の施設の指定管理者の指定につきましては、池田町わんぱく冒險の森及び池田町食材供給施設モクモクハウス味な館を株式会社まちアップいけだを指定管理者に、また、池田町農村合宿交流施設及び木の里工房につきましては、池田農村観光協会を指定管理者として指定いたしたいものであります。

次に議案第41号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更につきましては、本年3月31日をもって契約期間が終了する9施設について、同管理者に引き続き指定管理者を指定するものであります。

次に議案第42号池田町過疎地域自立促進計画につきましては、3月31日

をもって現計画が終了することから、新たに平成32年度までの計画を作成しましたので議会にお諮りするものであります。

次に議案第43号辺地に係る総合整備計画につきましては、わんぱく冒険の森の利便性の向上、安全確保対策の実施に向けて財政上の特例措置を受けるための整備計画であります。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概略についてご説明申し上げましたが細部につきましては、ご質問に応じ、わたくしまたは、総括監理官及び担当課長よりお答えいたします。

何卒、充分ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

議長

日程第45

一般質問を行います。こりより通告により発言を許します。宇野邦弘君

宇野議員

はい、宇野邦弘

議長

宇野邦弘君

宇野議員

宇野邦弘でございます。大きく渡って3点ご質問いたします。

まず初めに町長交際費と情報公開条例の制定について質問いたします。

交際費は、町長がそれぞれの事業を円滑に進めるために町の要求を県や国に求めていく上で必要であることは、わたくしも認めます。町長交際費は町長が町を代表して行政を執行していく上で必要であります。外部との交際上必要な経費として認められています。主な支出先は、町政協力者への香典や各種団体の会議や懇親会などに関わる経費などが上げられている。これも当然です。

ただし、地方財政法第4条第1項では、「目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」としています。

また、交際費は対外的な折衝のため公費として支出されているものですから、直接行政の実務、事業の必要により開かれる各執行機関あるいは、議会などの会合におけるものは、単なる内務的な会議であり、これは交際費として支出すべきものではないことは当然です。

ところで池田町の町長交際費は予算では、この間3百万円となっています。

平成26年度決算では、2百99万8千951円、残金はたったの1千49円ほぼ使い切っています。近隣市でみてはどうか、各自治体でも支出を極力抑える努力をこの間進められています。鯖江市では、平成11年度には4百99万円もあったものが、ここ最近では数十万円に激減しています。越前市は、平成19年度2百13万円余、平成26年には1百4万1千710円、過去の経過はわかりませんが、平成26年で見たら大野市1百37万9千867円、勝山市66万3千58円、さかい市2百1万9千774円となっています。

町長にお聞きします。池田町の町長交際費の使い道はどうなっていますか？公開する気持ちは無いとのご意見もうかがっておりますけども、今でも公開する気持ちはありませんか？

いまや情報公開の時代です。ましてや公費です。情報公開条例の無い池田町がせめてこの交際費の使い道、公開すべきではないでしょうか？

なお、ほかの市町の交際費の少ないのは交際費以外からも実質、交際費的な経費を他の予算の中に盛り込んであるから・・こういう意見も一部にあります。これが事実だとしたら、これは違法であります。交際費の支出に関し以前、一部の地方公共団体において不都合が生じたことから、昭和42年当時の自治省が通知を出しました。これによりますと「交際費については、ほかの費用の流用または、予備費の充用は適当ではないので交際費を増額する必要がある場合は所定の予算措置を行うこと」とされていることからみても、これは間違います。この問題との関連で情報公開条例、池田町にはありません。先ほどの町政の町長の施政演説、議案提案の中でも情報公開条例制定の準備ということが報告されました。

その報告については、大いに歓迎し具体的に進められるよう求めるものです。情報公開は、ご存じのように行行政が請求に基づき文書を公開する制度であり、行政運営の透明性の向上や住民の知る権利の補償などを目的とするものであります。

ちっと古いんですが平成26年11月1日現在、総務省の発表によりますと全国の市区町村の99.9パーセントが情報公開条例を制定しております。まだ無い自治体は北海道の乙部町と我が池田町の二つだけ。こういう総務省の報告もあります。

今、池田町では町長や新しく設置された総括監督官などを先頭に数少ない役場職員が日々、木活事業や町独自の子育て支援策など積極行政を進めておられます。本議会に平成28年度から32年度にかけての過疎地域自立促進計画が議案として提案されていますけども、中身はなかなか積極的なものであります。こうした案を作成されている職員の皆さんに敬意を表するところですが、こうした意欲的な取り組みを展開している池田町だからこそ、行政の取り組み

をよりオープンにし、町民合意と理解のもとで促進していくこそが一層大事になっています。行政の透明化は、そのまま自治体の長、職員、住民の住民自治の意志の高低、高い低いを表すものです。ぜひ、早期に情報公開条例の制定に着手すること。並びに町長交際費などの公開もその中身にふれる事を求めて、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目に介護福祉関係についてお尋ねいたします。今、介護をめぐる事件が連日のようにニュースになっています。家族が介護疲れから殺人に至る事件までおきています。

介護のために家族が仕事を辞める介護離職は全国年間10万人にもなっていると報道されています。なぜこんなことになっているのでしょうか。介護保険制度は15年前、家族介護から社会で支える介護へと言うスローガンを掲げて導入されましたが、負担増やサービス取り上げ制度が繰り返され要介護度ごとにサービスの上限が決められ介護保険だけで在宅サービスを維持出来ない事態が進んでいます。

それに安倍自公政権は昨年4月から要支援①②に認定された人への訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、地域支援事業に移行させました。介護サービス利用料の負担増も行われ特別養護老人ホーム入所を原則、要介護3以上とするなど重大な制度後退を進めています。そのうえ、財務省は、要支援だけではなくて要介護①②の人の訪問介護の生活扶助、これまで原則自己負担とすることを主張しています。

訪問介護の利用者は要介護者の全体の6割を占めています。全国老人福祉施設協議会の意見書でも「家事援助は単純に調理、買い物のみを行っているのではなくて、ケアプランに基づき訪問介護計画で目標を掲げて実施していく、食べ残しの状況から体調を観察したり買い物の内容で認知症の症状の進行を把握したりと専門職による支援をしている。家事援助を民間サービスに委ねると、このような支援が期待できず、在宅生活の維持が難しくなる」と述べています。国民が介護保険料を払っているのは要介護状態となった時にサービスが受けられると言う期待があるからです。

介護保険制度の創設に携わった厚生労働省の元幹部の方もある業界紙で「介護サービスは保険料を支払った被保険者との約束だ、介護保険は国家的な詐欺となりつつあると思えてならない」と今の介護切り捨ての政策を批判しています。こうした阿部政権のやり方は、ますます自治体と家族に重い負担と犠牲を強いいるものです。

町長はこうした現状についてどう考えますか？お聞きいたします。
池田町の65歳以上の方が1087人うち5人の1人に当たる236人が要介護認定者になっています。

その内要支援①②は、現在、それぞれ何人おられますか？

こうした介護サービス切り捨てに対して池田町では、どう対応していますか？
予算的には、こうした制度改革によってのどんな負担増になっていますか？

また、認定されていてもサービスを受けない人がおられますか？おられると
したら何人おられますか？その理由はどこにあるのかお尋ねいたします。

介護予防、保健医療いう点ではどうでしょうか？

昨年3月に池田町の第6期介護保険事業計画「ひとり一人が自分らしく暮ら
し続けられる町いけだ」と言う冊子も策定されています。これには、「法改正に
より市町村事業に移行する介護予防給付サービスの方針を検討するため高齢者
の生活状況の把握を行い、どのようなニーズが存在するのか」との調査のため
に、予防対象者のうち重点的に支援が求められると思われる85歳までの高齢
者87人の訪問調査を行った結果が報告されています。

調査によれば87人中37人が、自分一人で定期通院できない。数日間、寝
込んだ時に世話してくれる人がいますか。との質問には、9人がいない。交流
状況では、心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない17人。普段で出かける場
所が無い22人もいるとのことです。

こうした現状を踏まえてみても介護予防対策、お年寄りの身近に集まれる場
など保健医療体制、一層の拡充が求められていますが、介護予防拠点施設計画
なども、今、検討されていますけども、そういう点も含めたお考えをお聞きい
たします。

こうした現状を踏まえてみても自治体だけではありません。介護の現場で働く
労働者の実態、低賃金の実態も大変です。介護で働く労働者も介護経営者も
介護報酬が事業所の収入源なのに報酬改定のたびに引き下げられて、それが働く
人の状況を厳しくしていると嘆いておられます。安倍政権のもとで介護報酬
が2.27パーセントも引き下げられました。「介護離職ゼロを目指す」と言っ
ていますが、これでは一層の介護現場の困難を作るだけです。

幸寿苑など介護施設の運営、介護職員の労働条件は厳しくなるばかりです。
ですから先日、3月2日国会に野党5党が協力して、介護職員賃上法案を提案
いたしました。日本共産党・民主党・維新の党・生活の党・社民党の5野党は、
戦争法廃止の選挙協力を進めるそういう取り組みも進めており、近く、福井県
でもようやく野党統一候補の具体化が実りつつありますけども、こうした協働
した力で介護職員の賃上を具体的に進められるような法案を提出したものであ
ります。

これは貧困な介護の現状打開と介護の受け皿づくりのために介護労働者の待
遇改元の大きな役割を發揮できると思います。

お聞きいたします。幸寿苑など指定管理者になっていますが、町としてもこ

うした職場の離職の現状、そこで働く介護労働者の賃金や労働条件などについてどのように認識されていますか？

介護が必要なお年寄りを持つご家庭も大変です。だからこそ県内の幾つかの自治体では、さまざまな形での介護家族支援事業を展開しています。

永平寺町では、在宅支援慰労金支給、鯖江市では、シルバー夫婦寄り添い支援事業などがご家庭の支援策として進められています。こうした家庭への介護手当支援など具体的にいただきたい。お考えをお聞きいたします。

池田町独自の施策として福祉介護タクシーの利用についての半額補助制度が実施され利用者から喜ばれています。しかし、利用条件に制約があり、中には、「なんで私は半額補助にならないの？」と介護タクシーの事業者に聞く方もいるとの事です。

この利用条件、ホームページなどでも知らされておりますし、利用者にも伝えてあると思いますが、改めて利用条件や利用実態の説明を求めます。

その上で、より利用しやすいものに拡充して行く事を求めて関係課長の答弁を求めます。

最後に空き家の現状と対策について質問します。

この2月26日から空き家等対策に関する促進特別措置法が施行されました。その中で、特定空き家、倒壊など著しく危険のある、あるいは、衛生上著しく有害、著しく景観を損なっている空き家等のことですが、この特定空き家に対する除去、修繕、立木等の措置の助言又は、指導、勧告、命令が可能となり、空き家撤去のために行政代執行も可能になりました。

今、池田町の中心地、学校の近くにもこうした対応が必要な建物もあるのではないかでしょうか。これらは、子どもたちの安全上、そして景観上からも、このまま放置しておくことが出来ないのではないでしょうか。

現在、町内にこうした放置できない空き家や空き建物、どれくらいありますか。また、全体の空き家や空き建物は、どれくらいありますか。把握していますか。

もう一つ空き家の活用と言う点では、この議会に提案されている池田町過疎地域自立促進計画議案第42号として、提案されていますけども、これでも空き家バンクシステム事業として地域間交流やIターン・Uターンを促進するため、賃貸可能な空き家の掘り起こしや物件情報の提供を行うとしています。

また、空き家について利活用可能なものについては、改修をすすめ、希望者に賃貸できるよう体制を整備すると計画されています。当然ですし、計画案では29年度からと言うふうになっていますけども、正に先の話ではなくて、速やかな事業実施、具体化を求めるものです。

この計画によると新しい公営住宅を作ることにもなっていますが、充分住め

る立派な空き家の有効活用も大事です。

いくつかの町村でも空き家住宅対策事業として、たとえば遠いんですが福島県の金山町では、町民あるいは、定住希望者の対象者に必要経費の1/2、上限百万円で、空き家改修事業への補助を行っています。

こうした事例も参考に池田町でも賃貸の意志のある空き家を町が借り上げ改修して希望者に提供する、こう言う事業や町民及び移住者への空き家改修費への補助事業も必要だと考えます。いかがでしょうか。

空き家が無くても先が心配です。ある一人暮らしのお年寄りは、「自分が働けないようになつたら、この家どうなるんか。壊しすしかないと、お金もないし、町外にいる子供もあてにならん」こう言う声も聞いております。

ぜひ、町として、こうした不安を少しでも取り除く手立て、たとえば取壊しに対する補助制度などの検討も求めたいと思います。

以上、3点に渡って町民の声を代弁してのわたくし、宇野邦弘の質問とさせていただきます。積極的、具体的な答弁を求めて終わります。ありがとうございました。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

ただ今の宇野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町長交際費についてのお尋ねにお答えいたします。町長交際費につきましては、行政執行のために必要な外部、対外的な交渉、折衝に要する経費として活用させていただくと共に、研究会、学習会等への参加経費や町内外の各種団体等へのお祝金や香料など社会通念上、適当な範囲の儀礼的支出として活用させていただいております。

また、その総額におきましては、総額において他市町村に比べ池田町は多大だとは考えておりません。その町々において対外的課題の強弱や諸環境に違いがあると共に支出仕法においても対応が異なると考えております。

また、支出内容等の公開につきましては、現在、考えておりません。

次に情報公開条例についてのお尋ねにお答えいたします。

町といったしましては、平成29年度の早い時期の施行をめざし28年度策定作

業に着手してまいりたいと考えております。

次に介護保険制度に関するお尋ねにお答えいたします。ご承知のように介護保険制度は、高齢化の急速な進展や核家族化の進行に伴い高齢者介護を社会全体で支え合おうとの目的を持って創設されたものであります。

また、現役世代の負担が過大とならないよう受益と負担のバランスを保ちながら持続可能な社会保障制度とすべく多種の検討共に制度改革が行われております。

このたびの要支援者サービスの改正、要介護者サービスの一部改正につきましては、その一環の中で見直されたものと理解いたしております。

また、介護報酬の引き下げと併せて実施される介護職員の処遇改善に対する私の所見につきましては、施設の経営には切り込んでおきながら、果たして介護職員の処遇改善が進むものなのか疑問と心配の念を感じております。

私と致しましては、介護の労働現場は、きつくなっている環境であると想像できます。介護職員や介護に従事する方々の報酬は、引き揚げていくべきだと考えております。

しかし、一方では、その事により介護保険料が高額化することにつながることから現状では、介護報酬はいじらず、施設経営者に対し介護職員等への処遇改善、労働報酬の引き上げを強く指導すべきだと考えております。

また、その事によって介護職員の確保、さらには、介護サービス品質の向上化につながって行くと考えております。

以上、私から宇野議員へのお答へと致します。

江端課長

議長、保健福祉課長、江端

議長

保健福祉課長、江端君

江端課長

宇野議員の保健福祉課関係のご質問にお答えいたします。

まず1点目の町内の要介護認定者数、うち要支援者の数、認定されていてもサービスを受けられていない人数とその理由は?とのご質問でございますが、町内の要介護認定者数は、平成27年12月末現在で236名でございます。要支援①②の認定者は全体の20パーセント48人でございます。要介護は①から⑤で全体の80パーセント188名でございます。池田町の介護保険料は、

県内で最も低く設定されております。

介護認定されていても、現在、サービスを受けられていない方は、認定者236名のうち6名の方でございます。身体機能等が改善してサービス利用が必要となった方、及び、紙オムツの使用頻度が高い方に、購入費の一部を助成する介護保険給付以外のサービスである「すこやか介護用品普及事業」のみをご利用されている方がいらっしゃいます。

また、幸寿苑などの特別養護老人ホームの入居を希望されている方の入所待ちは、現在、40名程度おられます。

入所待ちのほとんどの皆様は、他のサービスの小規模多機能事業やグループホーム、ショートステーなどのサービスは受けられております。

次に要支援①②の訪問介護、通所介護の保険は、保険外し、に対して町の対応策は?とのご質問でございますが、平成29年9月より要支援者の方が利用する訪問介護、通所介護サービスについて、これまでの全国一律の基準から市町村の実情に応じた取り組みが実施できる事となっております。地域支援事業、新総合事業として取り組むものでございます。

現在、要支援①②の認定を受けている高齢者の方は、新総合事業に移行後も引き続き同様のサービスを受けられる事となっております。新たに池田町で追加するサービス内容については、ただ今検討しておりますが、現在の訪問介護、通所サービスの介護給付の基準として本人の状態と希望に沿った選択ができる内容とし、町民の皆様の安心した生活と介護予防の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に指定管理者、幸寿苑などの介護の現場の賃金や労働条件の実態をどうしていくのか?とのご質問でございますが、現在、幸寿苑は健楽会の指定管理者のもと、特別養護老人ホームやグループホームを運営いただき、約60名の方が働いておられます。

また、社会福祉協議会が運営しております介護事業も約40名の方が働いておられます。両施設とも離職する方は、少なく賃金や労働条件についても他市町の施設と比べて水準を維持していると認識しております。

次に家族介護手当等の創設を?とのご質問でございますが、現在、池田町では在宅で介護される方への支援として池田町家族介護慰労金支給を実施しております。要介護④⑤の方を在宅にて6ヶ月以上家族介護している町民税非課税世帯である主介護者の方に月額1万円を支給させていただくものでございます。その他、池田町社会福祉協議会では、在宅介護者のつどいが開催されており、介護者の方の情報交換や心身のリフレッシュを使ってもらっています。

次に介護タクシー補助制度の拡充と周知徹底のご質問でございますが、今年度より身障者の方や75歳以上の方を対象として町内のタクシー事業者を利用

する際に半額で利用できる福タク事業を実施し、2月末現在の登録者数は131人であり、毎月10名程度の増加がみられます。申請者の半分が要支援や要介護の認定を受けている方でございます。

利用額につきましては、現在、毎月、10万円ほどの助成額となっておりますが、登録者数と同様に増加傾向にあります。今後は更に利用情報の集積に努め、改善すべき点の検討を行いたいと考えております。

タクシー利用の利便性や経済性を強く町民にアピールし、更なる福祉向上に努めていきたいと考えております。

以上で保健福祉課からの宇野議員のご質問の答えとさせていただきます。

清水課長

議長、総務政策課長、清水

議長

総務政策課長、清水君

清水課長

私から宇野議員、ご質問の空き家対策について、お答えさせていただきます。まず、空き家の改修について、でございます。空き家改修につきましては、平成27年4月から町内の空き家を新しく購入され、また、賃貸された方が、空き家を改修する事業として古民家等再生改修補助事業を実施しております。

27年度は1件の申請がございました。今後も本事業の積極的な活用をピアールしてまいりたいと思っております。

町で民家を借り上げ、改修し、希望者に提供することにつきましては、借主の希望に沿った地域であるのか、また、改修内容がご満足いただけるものか、それからそれに見合う費用負担をお願いできるかと、と言うような借り手とのマッチングに課題があることも事実であります。

町としましては、貸主と借り手の合意に基づいて賃貸、それから補助事業を活用していただき改修と言うものを行う事が、今のところ望ましいと、言う風なことを考えております。当面、現状制度で対応してまいりたいと、言う風に考えております。

次に空き家の撤去についてお答え申し上げます。国におきましては、空き家対策の推進に関する特別別措置法を制定し、周辺の皆さんに悪影響を及ぼす建物を特定空き家に指定しまして、持ち主の方に対して指導助言・勧告、最終的には町が所有者の方に代わりまして取壊しを出来る制度でございます。

その費用は、持ち主が負担するものとなっております。ただ費用負担を考えますと代執行になかなか踏み切れないのが現状でございます。

町内でも危険な建物につきましては、これまで区の皆さんのご努力により取壊しが行われた物件もございます。

町としましては、身近に住まわれている区の皆さんと、そして町とが、連携して事にあたってまいりたいと言う風に考えております。

また、議員ご指摘の取り壊し費用の負担軽減制度の創設につきましては、個人の財産処分に関しまして町民の皆さんとの税で負担することにご同意がいただけないのではないか、と言う事から制度創設につきましては、今のところ躊躇しているところでございます。

以上、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

議長

ただいまの理事の答弁に対しまして宇野邦弘君、よろしいでしょうか

宇野議員

はい、宇野

議長

宇野邦弘君

宇野議員

3点ばかり再質問いたします。

先ほどの町長交際費の件でございますけども、例えば他市では、何件、言う事も報告されています。香典とか会費とか区分けもありますけども、総額何件か?も明らかに出来ないのでしょうか?お聞きいたします。

それから介護保険関係で、認定にされていても利用していない方の理由と言いますか、行って体が元気になったとか、と言う事なのか、経済的な負担なのか、そういう点もお分かりでしたらお願ひしたいと思います。

それから特定空き家問題では、景観保持、先ほどの池田町に観光客一杯来ていただいて池田町全体を良いとこだと、つかんでもらう意味でも、やっぱり放置できない建物などもあるかと思います。学校の近くにもあると言う事でも、先だっても教育委員会にお願いしましたけれども、そういう、まさに、目立つところの安全上も、著しく景観上も、放置できない施設について具体的に手を打っておられるのかどうか?以上3点、質問いたします。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

現在のところ考えておりません。

江端課長

議長

議長

はい

江端課長

介護認定を受けておられる方で、サービスを受けられない方につきましては、介護認定時とは、体力が戻ったと思いますが、元気になられた方もありますし、養護老人ホームなどに入りたい人が、しばらく待っている状況の事がございます。

詳細な資料は持ち合わせてございませんが。お答えさせていただきます。

清水課長

議長、総務政策課長、清水

議長

総務政策課長、清水君

総務政策課長

ただ今の特定空き家の件でございます。担当の部署におきましても持ち主の方に何度もご指導、それからお願いをしながら交渉をしている物件もございます。なかなかご本人の金銭的なものもあるという事から取り壊せないという事も現状ではございますが、粘り強く対応をしていくと言う現状もございますので紹介をさせていただきたいと思います。

議長

宇野邦弘君

宇野議員

町長、考えておりませんと、公開については。ぜひ、そう言わずに、全国的な流れですので検討を再度、お願ひして私の質問を終わります。お願ひいたします。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

かたくなに拒否をしようとか、そういう事ではありませんで、言葉足らずで失礼だったのではございませんけども、来年度、マイナンバー制度の個人情報保護ともございますし、いろいろなことでこれまで、手をつけたというのでしょうか、手を付けてこなかったでしょうか、情報公開条例の事をきちんとやっぱり、やろうと、言う事で取り組みさせていただこうと考えておりますので、その中で、今もご指摘ございましたけども、町長交際費につきましても、さまざまのものも町民の皆様にお知らせできるような体制に整えて行きたいと考えておりますので、今、しばらくお時間をいただきたいと、言うふうに考えております。

議長

続きまして、森田稔君

森田議員

議長、森田

議長

森田稔君

森田議員

開発センター及び役場庁舎の耐震対策工事について町長にお伺いします。昨年、町においては、開発センターの耐震診断を行い、耐震対策工事に3億4千万円程度が必要との事を聞いております。

役場庁舎においても以前の診断で耐震対策工事を実施した場合、事務所機能を果たせないほどの大きな壁の仕切と、必要であり、また、開発センター以上の費用が必要と伺っております。

議会としては、高額な対策工事を実施しても事務所機能が失われたり、引き続き老朽箇所の修繕が必要となり、法律的な対応策とは言えないと考えております。

足羽川ダムの補償交渉も最終局面を迎える、近く役場所有の公共物件等の補償金も提示されると聞いております。この補償金の使途については、基金に積み立てるのではなく、町民の皆さんの利用しやすい庁舎建設に活用しても、町民の皆さんの理解も得られるものと思われます。

また、議会においても以前から庁舎の老朽化による雨漏りやエネルギー効果の悪さなど指摘もあり、池田町の発展のための拠点となる役場庁舎の建て替えは、議員皆の総意でもあります。ダムによる公共補償等を財源に新庁舎建設に踏み切るべきと考えていますが、町長はどのように考えているか、お伺いいたしまして私の質問に答えさせて頂きます。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

ただ今の森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎及び開発センターの耐震診断の結果について、改めてご報告いたします。診断結果は、構造耐震指標をいずれも下回る結果となり、想定する地振動に対して所要の体力を有していないと言う結果報告でございました。

また、その耐震補強工事の内容につきましては、開発センターにおいては、ホール等の壁や天井の改修補強などで約3億4千万円程度が必要とのことでありました。

役場庁舎におきましては、1階、2階の事務所内に壁を新設すると共に横搖れなどの対策工事が必要であり、費用においても4億円以上が見込まれとの報

告がありました。

私と致しましても正直、これだけの費用をかけて耐震工事に着手すべきなのか、また、行ったとしても事務所内に壁を作ってしまっては、その機能が失われないのか、また、町民の理解は得られるのか、など危惧しているところでございます。

今ほど、議員より助言頂いた対策案につきましては、国との交渉結果を得てから議会ともご相談いたし6月の議会において対応策を決定してまいりたいとぞんじます。

今少しの検討時間もいただきたくお願い申し上げます。以上、森田議員へのお答えと致します。

議長

ただいまの理事の答弁に対して森田稔君よろしいでしょうか。

森田議員

議長

議長

森田稔君

森田議員

ただいまは、前向きな、検討をしたいという事であります。6月には、ぜひ前向きな我々の要望の総意に沿った回答を期待しまして、質問終わらさせていただきます。

議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの施設方針に対する関連質問がありましたらお受けします。

質問ありせんか。

これをもちまして一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施設方針に加え議案の提案理由の説明がありましたが、こりより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。
これをもちまして、質疑をおわります。

議長

お諮りします。
ただいま、議題となっています、議案第3号から議案第43号までを会議規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なし

議長

異議なしと認めます。
よって、お手元に配布しました、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。
ただいま、常任委員会に付託しました案件については、各委員会ごとに審査賜りたいと思います。

議長

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

事務局長

ご起立下さい。礼。

議長 佐野 和彦

会議録署名議員 旗代 田茂治

会議録署名議員 和田 義則